

第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】

公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

酒田市

目 次

1	目的.....	1
2	業務の概要.....	1
3	提案上限額.....	1
4	担当部署（各書類提出先及び問合せ先）.....	1
5	参加資格要件.....	2
6	参加表明手続.....	3
7	現地視察・説明会.....	5
8	企画提案書作成要領.....	5
9	質疑・回答.....	6
10	企画提案の審査.....	7
11	契約に関する基本事項.....	11
12	スケジュール.....	11
13	その他.....	12

1 目的

酒田市教育委員会では、学校規模の適正化および教育環境向上を図るため、「新堀小学校」「広野小学校」「浜中小学校」「黒森小学校」「十坂小学校」の5つの小学校を令和10年4月に統合する。「令和10年度に統合した小学校」「宮野浦小学校」「第四中学校」を統合し、令和15年度に義務教育学校を開校する計画を進めている。『ともに』はぐくむ 子どもたちの「学び」と「育ち」の実現を目指す学校施設を整備するためには、基本構想・基本計画・基本設計・土地利用計画の段階における創意工夫が重要であり、また既存校舎の利活用・多機能化を計画していることから、複合施設としての配置、動線等の検討が必要となる。このように技術的に高度又は専門的な技術が要求される本業務において、設計事業者の企画力、発想力、実績等を活用するため、本事業の骨格となる基本構想・基本計画・基本設計・土地利用計画等にかかる支援業務を委託するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】

(2) 業務内容

別紙「第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月24日（金）まで

3 提案上限額

154,990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。
- ・当該金額を超えて本業務に要する経費見積書が提出された場合は、失格とする。
- ・酒田市契約規則第10条に規定する部分払いができるものとし、仕様書に記載する4「業務内容」の（2）～（4）の区分ごとの内訳が分かる見積書を提出すること。

4 担当部署（各書類提出先及び問合せ先）

酒田市教育委員会企画管理課学区改編・義務教育学校整備室

所在地 〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

電話 0234-26-5627

電子メール gakku@city.sakata.lg.jp

担当 鈴木

5 参加資格要件

(1) 企画提案者の構成

- ① 本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は業務を共同連帶して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とする。
- ② 共同企業体とする場合は、以下の全ての要件を満たす者とし、参加表明書に以下に示す書類を添付すること。
 - ア 全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同企業体の代表企業（以下「代表者」という。）を選任し、協定を締結すること。この場合、協定書の写しを提出すること。
 - イ 代表者とならない共同企業体の構成員は、本企画提案に関する応募及び契約締結等に関する一切の権限を、代表者に委任すること。この場合、委任状の写しを提出すること。
- ③ 共同企業体の構成員が、単独企業又は他の共同企業体の構成員として本企画提案へ参加してはならない。
- ④ 仕様書「4 業務内容（3）」に記載する「発注方式」により行われる本事業に係る一般競争入札等へ参加できない。

(2) 事業者等の参加資格要件

単独企業の場合は、以下の全ての要件を満たす者とする。共同企業体の場合は、

- ①、②の要件は代表者が満たし、③は代表者又はその構成員が満たすこと。その他の要件は全ての構成員が満たすこと。
- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成28年1月1日から令和7年12月31日までの過去10か年において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（小学校、中学校及び義務教育学校に限る）に係る以下の業務を元請として受注し、履行した実績を有すること。
 - ア 5,000m²以上の新築工事、改築工事、又は増築工事に係る基本計画、基本設計もしくは実施設計のいずれかを含む業務。この場合の面積には校舎及び屋内運動場等（以下「校舎等」という。）を含み、一体の建物の部分を対象とする。
- ③ 脱炭素社会実現に向けた新たな省エネルギー基準である「Net Zero Energy Building（以下「ZEB」という。）」に関して、『ZEB』、『Nearly ZEB』、『ZEB Ready』、『ZEB Oriented』のいずれかに適合する新築工事、増築工事もしくは改修工事に係る基本計画、基本設計、又は実施設計のいずれかを含む業務。
- ④ 東北6県に本社、本店、または支社、支店等の営業拠点があること。
- ⑤ 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する令和7

年・8年度指名競争入札参加者登録簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。又は、次に掲げる書類を提出し、参加資格を有する者として認められたものであること。

ア 法人には登記事項証明書、個人には身分証明書の写し（いずれも発行から3か月以内のもの）

イ 印鑑証明書（原本）（発行から3か月以内のもの）

ウ 参加表明書の提出期限の令和8年2月16日時点において、法人税、事業税、消費税及び地方消費税並びに都道府県税及び所在地の市町村税（法人市民税及び固定資産税）に滞納がないこと。

エ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同上第3号に規定する暴力団員等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する書面（様式1）

⑥ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

⑦ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（3）配置予定の管理技術者の条件

単独企業の場合は、以下の全ての要件を満たす者とし、共同企業体の場合は代表者が満たすこと。

① 本市「建築設計等業務委託契約約款」第14条に規定する管理技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の規定に基づく一級建築士の資格を有する者を1名配置できること。なお、参加表明書の提出期限の令和8年2月16日（月）時点において、所属する企業と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る。

② 以下の条件を満たす学校施設の設計業務を元請として受注し、また管理技術者として業務を履行した実績を有すること。

ア 5,000m²以上の新築工事、改築工事、又は増築工事に係る基本計画、基本設計もしくは実施設計のいずれかを含む業務。この場合の面積には校舎及び屋内運動場等（以下「校舎等」という。）を含み、一体の建物の部分を対象とする。

6 参加表明手続

本プロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2-1） 1部
- ② 共同企業体結成届出書（様式2-2） 1部 ※共同企業体の場合のみ
- ③ 共同企業体結成に係る協定書及び委任状の写し（任意様式） 1部
※共同企業体の場合のみ
- ④ 事業者概要（様式3-1） 1部
- ⑤ 事業者概要に記載した内容のわかる以下の資料の写し 1部
 - ア 一級建築士事務所の登録を受けていることを示す書面
 - イ 管理技術者が一級建築士の資格を有することを示す免許証等、及び所属する企業と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類
 - ウ 「5 参加資格要件の（2）事業者等の参加資格要件」に規定する、企業の受注実績及び管理技術者の担当実績が確認できる書類（様式3-2）

(2) 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時まで（必着）

※「5 参加資格要件」（2）④イの書類提出に時間要する場合は、「4 担当部署」に電子メール及び電話により報告し、了解を得た場合は、企画提案書の提出期限までとする。

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）若しくは電子メールによること。

※郵送の場合、発送後に必ず電話連絡を行い、電子メールで提出する場合は、電話での受信確認を行い、電子メールでの提出後、速やかに関係書類を持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限までに電子メールで提出されていれば関係書類の持参又は書留郵便での提出は提出期限を過ぎてもかまわない。）

(5) 参加資格の確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令和8年2月17日（火）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認通知書を、隨時、電子メールにより通知する。

- ア 参加資格があると認めた者（様式4の1）
参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格がないと認めた者（様式4の2）
参加資格がない旨及びその理由

(6) 辞退届の提出

前号の参加有資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和8年3月10日（火）午後5時までに

辞退届（様式5）を持参又は書留郵便により提出すること。

7 現地視察・説明会

現地視察・説明会は行わない。なお参加（希望）者が任意に現地視察を行う場合は、下記について遵守し、敷地内の所有者及び近隣者等に迷惑とならないように注意すること。

- （1）建設予定地内及び近隣の敷地には立ち入らないこと。
- （2）建設予定地内の区域及び隣接エリアで人物の撮影をしない等、住民のプライバシーに配慮すること。
- （3）敷地内の駐車場や周辺施設の利用者に配慮すること。
- （4）建設予定地内の区域においては、測量等、応募に対する準備行為は禁止とする。
- （5）上記行為等により自己・トラブル等が生じた場合は、全て当該原因者の責任で対応するものとする。

8 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（1）基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、企画提案書に記載された各テーマについての考え方や手法について提案しつつ、契約後に発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（2）業務実施方針及び手法

ア 提案は、文章での表現を基本とし、図、表、イラスト、画像等の視覚的表現については、文章を補完するために必要となる最小限の範囲において使用してもよい。なお、模型（模型写真を含む。）については使用を認めない。

イ 視覚的表現の有無及び手法は評価の対象としない。

ウ 企画提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載してはならない。

（3）提出書類

① 企画提案書（任意様式） 1部

ア 別紙仕様書等の記載内容を十分理解したうえで、効率的・効果的に事業を推進するにあたり、以下の各項目について提案内容を簡潔・明瞭にまとめること。

- ・ 評価項目の1について、A4版1ページ以内で作成

- ・ 評価項目の2～4について、あわせてA4版2ページ以内で作成

イ 企画提案書は、日本産業規格A4版縦、横書き、左綴じ、片面印刷として、表紙に「第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】企画提案書」と標記し、余白に会社名を表記すること。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

ウ 提案者は、1つの提案しか行うことができない。

② 価格提案書（見積書） 1部

見積の総額及び内訳について、作成すること。（任意様式）

（4）提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで（必着）

（5）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（6）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）若しくは電子メールによること。

※郵送の場合、発送後に必ず電話連絡を行い、電子メールで提出する場合は、電話での受信確認を行い、電子メールでの提出後、速やかに関係書類を持参又は書留郵便で提出すること。

※持参又は書留郵便で提出する場合は提出書類のほかに、全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）をメール又は電子媒体（CD-R等）により1部提出すること。

（7）企画提案書等提出書類の取扱い

① 企画提案は、1者又は1共同企業体につき1案のみとする。

② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための経費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

③ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容の確認、資料の補正等を求めることがある。

④ 提出された企画提案書等は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等をすることができるものとする。

⑤ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとする。

⑥ 提出された企画提案書等は、酒田市情報公開条例（令和17年条例第19号）第5条第1項に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。

9 質疑・回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり質疑を受け

付ける。

(1) 提出書類

質問書（様式6）

(2) 提出期限

令和8年2月18日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

電子メールによること。なお、件名は「第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】質問書（業者名）」と記載し、電子メール送信後は電話にて電子メール受信確認をすること。

(5) 回答方法

令和8年2月24日（火）までの間、回答書（様式7）により、市ホームページに掲載する。

10 企画提案の審査

(1) 基本事項

- ① 審査は、市が設置する第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の特定を行う。
- ② 選定委員会は、非公開とする。
- ③ 最低基準点（60点）未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

(2) 審査方法

- ① 審査は、参加者から提出された企画提案書の内容及び参加者による審査会の場でのプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて行う。
- ② 参加者が6者を超える場合には、企画提案において、企画提案書のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により①の審査を行う。なお、審査結果については、電子メール及び書面にて通知する。
- ③ 参加者が6者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。
- ④ 選定委員会の委員は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- ⑤ 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を実施する。

(3) 受託者候補者等を選定するための評価基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、次のとおりである。

評価項目		配点
1 技術力・実施方針等	・過去10年間の履行実績 (5 参加資格要件 (2) ②アの建物について) ・5 参加資格要件 (2) ③の履行実績	30
	以下の項目について記載。 ①全体業務の実施スケジュール、実施体制について ②事例収集や情報収集の手法について (実施体制/実施方針) ③基本構想・基本計画 (実施体制/実施方針) ④構造計画 (実施体制) ⑤設備計画 (実施体制) ⑥設計施工発注方式の仕様書作成 (実績) ⑦土地収用法に伴う関係書類作成及び申請補助業務 (実施体制) ⑧農振除外・農地転用に伴う関係書類作成及び申請補助業務 (実施体制)	15
2 評価テーマ① 「変化する児童・生徒数に対応した校舎整備」	本統合校は、児童・生徒数の減少により将来的に増築校舎のみで運営予定であり、計画的な教室配置及び幅広い学年に対応した効率的な校舎整備をする必要がある。 校舎計画として、以下の主点に解決手法を記載。	
	①学校コンセプトに対する整備アイディア ・地域交流室を促進するゾーニングの考え方 ②教室の配置計画 (既存校舎含む) の手法 ・当初新校舎に入れるべき学年の配置及び普通教室の変遷の手法について ・普通教室及び特別教室のゾーニング等について ・既存の小学校の活用について	10
	③幅広い学年が利用するため設備や什器についての高さなど考慮すべき事項 ④1年生や9年生における心理などに配慮すべき建築的手法	5

3	評価テーマ② 「基礎工法における地下水への影響及び液状化対策について」	本敷地は砂丘の裾野にあり、地下水も高い（校舎より地下水1m程度の推移）液状化対策が必要と思われる。また、隣接地に地下水を利用した酒造会社、耕作者があることより杭工事による環境面などの周辺影響を考慮する必要がある。 本校舎を建設するにあたり、どのような計画とすべきか、以下の主点に解決手法を記載。	
		①液状化で配慮すべき事項	5
		②工法やコストに関すること	
		③環境面に関すること	5
4	テーマ③ 「経済性に対する考え方」	建設費の高騰を受け初期費用及び維持管理費用の効率的で合理的な計画をする必要がある。 本校舎を建設するにあたり、どのような計画とすべきか、以下の主点に解決手法を記載。	
		①建設費を抑えるための意匠、構造、造成（発生土の抑制等）、設備設計上の配慮、維持管理運営コストの縮減について	5
		②省エネZEB基準について ・ZEBの水準及び建物仕様・設備について ・2030年に一次エネ水準（BEI）が0.6に引下がる影響における対応手法とその体制について	5
		・価格評価点20点×（最低見積価格）／（当該見積価格）（小数点以下切り捨て） ・限度額超過の場合失格 ・見積額の差が大きい場合は最低点を10点とする	20
5	価格評価	合計	100

（4）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

① 実施方法

- ア プrezentationの順番は、参加表明書の受付順とする。
- イ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度の計30分とする。
- ウ 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や

写真を用いた説明はプロジェクターによる説明は可能とする。

プロジェクター (E P S O N E B - 2 1 5 5 W) 及びスクリーンについては、事務局で準備するが、パソコンとプロジェクターのコネクターは、参加者で準備すること。

エ 出席者は4人以内とし、説明者は3人以内、PC操作者は1名とする。

② 実施日時及び場所

参加資格確認結果の通知後に、提案者に対し別途通知する。

(5) 審査及び評価

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、「10 企画提案の審査」

(3) に基づき審査及び評価を行う。

(6) 受託候補者等の特定

選定委員会において、各委員が提案者ごとに評価点数の合計で順位を付け、第1位の順位が最も多い者を受託候補者とし、次に多い者を次点者として特定する。

なお、複数の提案者において、第1位の順位獲得数が同数の場合は、全委員の評価点数を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を受託候補者とする。

企画提案について、評価が一定水準に達しない時（6割未満）は、受託候補者を特定しないものとする。

(7) 審査結果の通知

① 受託候補者を特定したときは、提案者すべてに対し、企画提案審査結果通知書（様式8）により、次の事項を通知する。

ア 受託候補者及び次点者の名称

イ 評価結果

ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかつた者にあっては、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

② 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果の通知のあった日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内の午後5時まで

イ 提出場所 「4 担当部署」のとおり。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）によること。

③ 市長は、②の説明を求められたときは、説明を求める書面の提出期限日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(8) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表する。

- ① 受託候補者及び次点者の名称
- ② 受託候補者の評価結果
- ③ 審査経過、審査結果及び委員名

1.1 契約に関する基本事項

- ① 受託候補者と協議を行い、受託候補者の提案内容をもとに必要に応じて仕様書を修正し、その仕様書に基づく見積書を徵取の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。
 - ② 受託候補者が、参加表明及び企画提案書等で提出のあった資格者・実施体制について、やむを得ず変更せざるを得ない場合は、原則として同等以上の評価を有する資格者・実施体制とし、予め承認を得なければならない。なお、契約を締結後も同様とする。
 - ③ 受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者を新たな受託候補者として交渉を行うものとする。
 - ④ 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）その他市の契約に関する規定に定めるところによる。
 - ⑤ 受託候補者が契約締結の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、又は契約締結に至らなかった場合は受託候補者としての特定を取り消し、次点者を新たな受託候補者として協議する。
- 契約締結後においても、市は催告を要せず契約を解除できるものとし、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、市は一切の損害を負担しない。
- ⑥ 契約締結後において、受託者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本件における失格事項に該当することが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。

1.2 スケジュール

内 容	期 日
公募開始	令和8年1月19日（月）
参加表明書等の提出	令和8年2月16日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和8年2月17日（火）まで随時
質問書の提出	令和8年2月18日（水）午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年2月24日（火）

辞退届の提出	令和8年3月10日（火）午後5時まで
企画提案書の提出	令和8年3月13日（金）午後5時まで
プレゼンテーション ヒアリング	令和8年3月18日（水）※予定
審査結果の通知	令和8年3月23日（月）※予定

※このスケジュールは変更する場合がある。

1.3 その他

（1）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者特定の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ④ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑤ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングに理由もなく欠席した場合
- ⑥ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 提案価格が、「3 提案上限額」を超過する場合

（2）留意事項等

- ① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 書類の作成や提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、提出者の負担とする。
- ③ 失格事項の②に該当する場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- ④ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。
- ⑤ 提出された書類は、返却しない。
- ⑥ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない

《様式一覧》

- | | |
|--------|------------------|
| 様式 1 | 暴力団排除に関する誓約書 |
| 様式 2－1 | 参加表明書 |
| 様式 2－2 | 共同企業体結成届出書 |
| 様式 3－1 | 事業者概要 |
| 様式 3－2 | 配置予定技術者調書【管理技術者】 |
| 様式 4 | 参加資格確認通知書 |
| 様式 5 | 辞退届 |
| 様式 6 | 質問書 |
| 様式 7 | 回答書 |
| 様式 8 | 企画提案審査結果通知書 |